

令和 8 年度札幌市駐車場会計予算

令和 8 年度札幌市の駐車場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 123,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、歳入歳出予算額と同額と定める。

令和 8 年（2026年）2月12日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 駐 車 場 事 業 収 入		123,000 <small>千円</small>
	1 使 用 料	123,000
歳 入 合 計		123,000

歳 出

款	項	金 額
1 駐 車 場 事 業 費		123,000 <small>千円</small>
	1 駐 車 場 管 理 費	123,000
歳 出 合 計		123,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
円 山 公 園 駐 車 場 備 周 辺 道 路 警 備	令 和 9 年 度	千円 15,000
円 山 公 園 駐 車 場 等 理 運 営 管	令 和 9 年 度	837
Empty row for additional entries		

